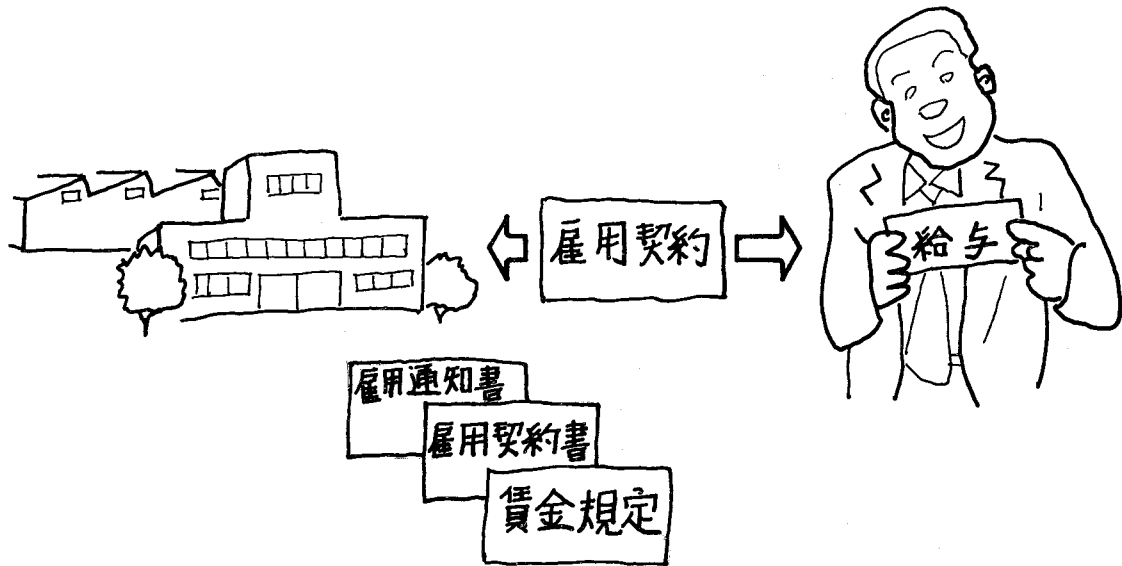


# 第1章 給与計算の基礎



## ①賃金規定

労働基準法では、賃金規定に定めなければならない事項として（第89条）に賃金の決定、計算および支払いの方法、賃金の締切及び支払の時期ならびに昇級に関する事項を定めるものと記されています。

賃金規定

## ②雇用契約書

使用者と労働者が共同で作成するものであり、双方の合意により押印、労働契約が成立し効力をもちます。

雇用契約書

## ③雇入通知書

使用者と労働者が雇用契約を交わした段階で最終的に採用を通知することを示す証書であり、これは使用者が作成するものです。

雇入通知書

## 1. 総支給額の計算方法

総支給額の計算をするときは、その会社に基本給及びそれ以外の諸手当としてどのような手当があるのかを、あらかじめ調べておく必要があります。

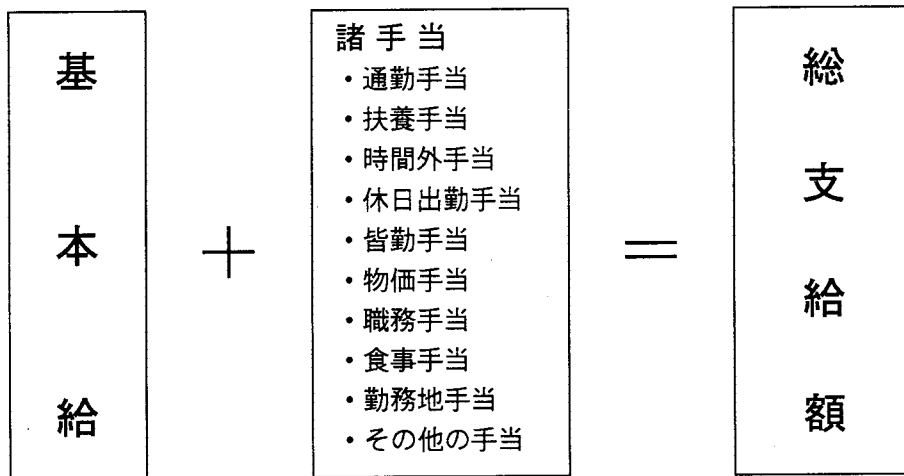


図1-1 総支給額の構成

それでは、その中身について調べましょう。

### (1) 基本給

基本給はあらかじめ給与規定及び雇用契約書等で定められた基本給を用います。

基本給はあらかじめ労働基準法によって最低賃金額が決められおり、その最低賃金額は地域や業種によって異なりますので労働基準監督署に事前に確認しておいたほうがよいでしょう。

### (2) 諸手当

諸手当についてもやはり給与規定及び雇用契約書等で定められていますが、中でも時間外手当及び休日出勤手当等については計算上複雑なものとなりがちです。勤務時間には、所定内勤務と時間外勤務とがあり、時間外勤務は、一般に労働組合との間で時間外勤務協定を結ぶように法律で定められています。

ここでは、ある会社の例を説明します。

①<平日勤務>8時から17時まで(昼:12時から13時)の場合

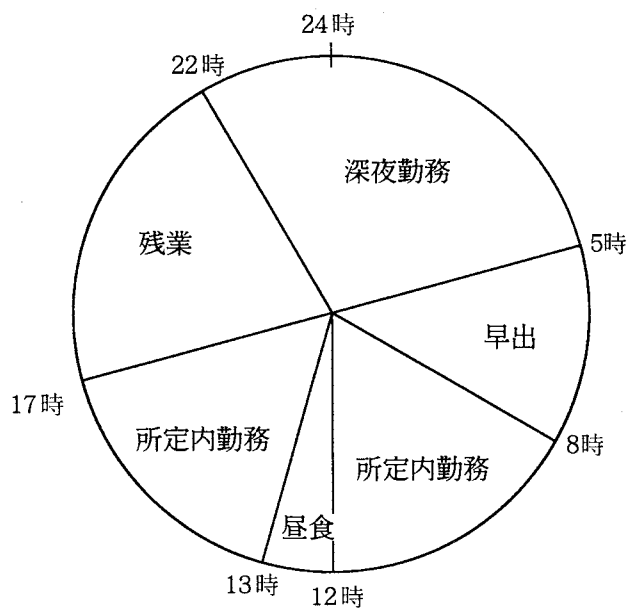
深夜勤務:22時から翌日の5時までの時間外勤務

(割増率150/100以上)

早出・残業勤務:所定の8時間勤務を超える時間外勤務

(割増率125/100以上)

(労働基準法第36条/36協定)



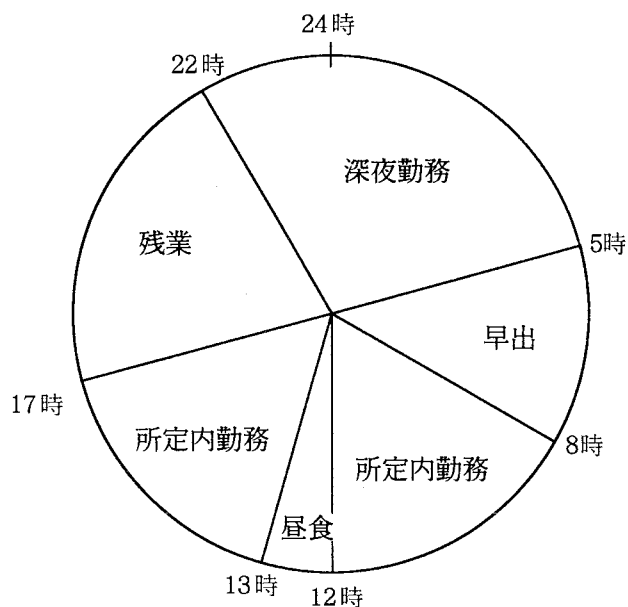
②＜休日勤務＞就業規則上の休日に勤務した場合

残 業：17時から22時までの時間外勤務

(割増率 125/100 以上)

深夜勤務：22時から翌日の5時までの時間外勤務

(割増率 150/100 以上)



\* 割増の基礎となる時間単価の計算

$$\frac{\text{年間労働日数} \times \text{所定内勤務時間}}{12 \text{ カ月}} = 1 \text{ 月平均所定内労働時間}$$

1. 年間労働時間 年間カレンダーに基づくか、所定休日（日曜日、祝祭日、年末年始、夏期休暇、会社の記念日、隔週土曜日、週休2日制など）を計算します。

例1 次の資料に基づき年間労働時間数及び月間労働時間を計算しなさい。  
隔週2日制（土曜24日、日曜52日）、祝祭日（13日）、創立記念日（1日）、年末年始（5日）、夏期休暇（5日）1日の所定労働時間（8時間：午前8時から午後5時昼休1時間）

（解答）

休日日数：24 + 52 + 13 + 1 + 5 + 5 = 100 日

労働日数：365 - 100 = 265 日

年間労働時間：265 × 8 = 2,120 時間

月間労働時間：2120 / 12 = 176.66 時間（約176時）

（解説）

計算された年間労働時間及び月間労働時間をマスター台帳に記載し、個人の時間外手当額の計算方法は以下に示す。

また、個人の時間外手当額の計算方法はつぎのようになります。

$$\text{時間外手当} = \text{基準内賃金} \times \frac{12}{\text{年間労働時間}} \times \text{割増率} \times \text{時間数}$$

基準内賃金：毎月支払われる給与から次の項目の基準外賃金を除外したもの

- ①家族手当（扶養家族数に応じて支払われるもの）
- ②通勤手当（通勤距離や定期券購入相当額）
- ③別居手当
- ④子女教育手当
- ⑤臨時に支払われる賃金（祝い金等）
- ⑥1カ月を越える期間ごとに支払われる賃金

- （注） 1. 36協定を結んだ場合はその範囲。  
2. 給与規程で全従業員に一律に支払われる家族手当等は基準内となります。

例2 下山 司郎氏は1ヶ月の中で、下記のとおり時間外勤務を行いました。時間外手当を計算しなさい。

- ・基本給 250,000 円
- ・皆勤手当 10,000 円（基準内賃金に含む）
- ・普通時間外時間数 15 時間 割増率 125 / 100  
（1日に8時間を越える時間外）
- ・深夜時間外時間数 10 時間 割増率 150 / 100  
（午後10時を越え午前5時まで）
- ・年間労働時間数 2000 時間  
（年間休日 115 日 1日8時間労働）

“サブロク”36協定とは？  
労働基準法第36条により「使用者が業務多忙の事由により、労働者を時間外又は、休日労働をさせる場合は、書面にて、時間外、休日労働協定を締結し、これを労働基準監督署に届ける必要がある。

(解説)

労働基準法の第37条の規定により8時間を越える労働は2割5分増し以上の賃金を支払わなければならないが、深夜時間外については、合わせて2割5分増し以上の賃金を支払う。

しかし、例外として深夜業のような場合は、8時間労働が深夜時間に重なる場合は、通常賃金額の2割5分増し以上です。

(解答)

普通時間外手当

$$\begin{array}{l} \text{基本給} \quad \text{皆勤手当} \\ (250,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円}) \times \frac{12 \text{ ヶ月}}{2,000 \text{ 時間}} \times 15 \text{ 時間} \times 1.25 = 29,250 \text{ 円} \\ \text{(年間労働時間)} \end{array}$$

深夜時間外手当

$$\begin{array}{l} \text{基本給} \quad \text{皆勤手当} \\ (250,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円}) \times \frac{12 \text{ ヶ月}}{2,000 \text{ 時間}} \times 10 \text{ 時間} \times 1.50 = 23,400 \text{ 円} \\ \text{(年間労働時間)} \end{array}$$

$$29,250 \text{ 円} + 23,400 \text{ 円} = 52,650 \text{ 円}$$

労基法第37条

時間外労働又は、休日労働であって深夜労働になるときは、割増率は5割以上となる。

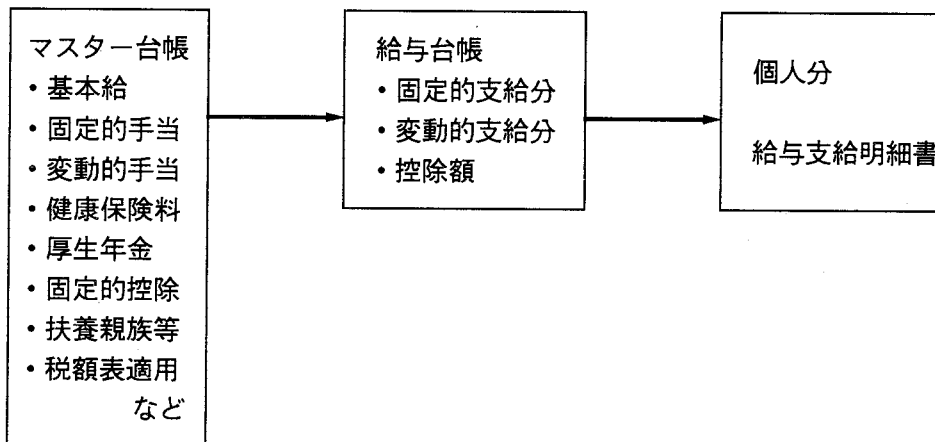
## 2. 支給総額の台帳処理

給与計算では、通常給与改定時期（昇級査定）までの間は変化しない固定項目については、一覧表の形式を取っておきます。

この一覧表を給与マスター台帳と呼び、これを作成することによって給与計算を正確に早く行うことができます。

給与マスター台帳を参照しなさい。

◎マスター台帳は、次のような流れで処理されます。



税額や保険料の変更、昇級、通勤方法の変更等があれば速やかにマスター台帳の改訂を行い、常に最新のデータに整備しておく必要があります。

### 3. 控除対象になる源泉徴収額の計算

#### (1) 健康保険料・厚生年金保険料

標準報酬月額、この社会保険料控除額の計算で大きな意味をもっています。

したがって、決定された月額は、給与が大きく上がったり下がったりしたとき以外は、年に1度しか変更しません。

(健康保険料の計算)

$$\text{※標準報酬月額} \times \frac{84}{1000} = \text{健康保険料}$$

$$\text{健康保険料} \div 2 = \text{被保険者負担分}$$

☆標準報酬月額を算定する基礎となる報酬の範囲

| 報酬の範囲内                                                                                                           | 報酬の範囲外                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給及び会社ごとの諸手当</li> <li>・食事手当は現物支給の場合も含む</li> <li>・定期券全額（通勤手当）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働の対価でないもの</li> <li>・事業主以外から受取るもの</li> <li>・出張旅費及び年3回までの給与</li> </ul> |

(厚生年金保険の計算)

$$\text{男子の場合} \quad \text{標準報酬月額} \times \frac{145}{1000} = \text{保険料}$$

$$\text{女子の場合} \quad \text{標準報酬月額} \times \frac{141.5}{1000} = \text{保険料}$$

$$\text{保険料} \div 2 = \text{被保険者負担分}$$

上記のような計算方式が正式な方法ですが、実際には、あらかじめ標準報酬月額を算出しておき、健康保険・厚生年金保険料月額表で引き出した保険料は、マスター台帳に必ず最新のものを記入しておきます。

4月1日入社の場合5月末日に支払う給与から4月分を控除する。

※標準報酬月額

健康保険取得後は毎年8月に社会保険事務所に算定基礎届けを提出するので5月～7月の支給総額を平均した報酬月額によって決められる。

健康保険料は事業主と被保険者の両者で $\frac{1}{2}$ ずつの負担となる。

厚生年金保険も健康保険料と同様に事業主と被保険者の両者で $\frac{1}{2}$ ずつの負担となる。

☆健康保険・厚生年金保険料額表は社会保険事務所で入手する。

厚生年金保険の場合は厚生年金基金に加入している人としていない人や男女によって表の見方がかわることに注意する。

例題1 次の支給額5月～7月の資料から健康保険料と厚生年金保険料を算出  
なさい。

総支給額 5月 154,560円 6月 168,290円 7月 158,450円

(解説) まず、標準報酬月額を算出する。

$$(154,560 + 168,290 + 158,450) \div 3 = 160,433 \text{円}$$

標準報酬月額が、算出されると保険料額表にあてはめます。

☆健保の16等級で 7,140円

☆厚保の13等級で (男 12,235円 女 12,027.50円)

というような方法で求めます。

## (2) 雇用保険料

労働保険について第3章で詳しく学習しますが、ここでは計算方法について見て  
みましょう。

雇用保険は厚生年金保険や健康保険と違い毎月の給与総支給額に対して一般保  
険料額表によって算定されます。

- a. この一般保険料額表による算定の仕方は、総支給額が88,000円以上  
465,000円未満である場合は等級による金額となります。
- b. 給与総額88,000円未満である場合及び465,000円以上である場合は、一般  
保険料額表の下欄の規定により給与総額に被保険者負担率をかけた額とな  
ります。

また、4月1日に満64才に達している場合は雇用保険料が免除されます。

例題2 次の資料から、雇用保険料額(被保険者負担分)を計算しなさい。た  
だし、A欄参照のこと(円未満切捨て)

A氏 総支給額 234,500円

B氏 総支給額 468,560円

(解説)

A氏の場合 雇用保険料額表の30等級にあたり1,053円となります。

B氏の場合 雇用保険料額表に該当等級がないので計算します。

以下のように計算されます。

$$468,000 \text{円} \times \frac{4.5}{1000} = 2,108 \text{円}$$

## (3) 所得税

所得税については、課税の対象となるものとならないもの及び一定の基準を超  
えると課税されるものなど、課税の対象については、多種多様ですが、ここでは  
計算方法を中心に進めていきましょう。

所得税については、給与等の支払いがあった月の翌月の10日までに所得税徴収

一般保険料額表は所轄の  
職業安定所で入手する  
一般保険料額表を参照  
のこと

一元適用事業においては  
1000分の12.5である  
事業所に適用される場  
合は被保険者負担は  
1000分の4.5となる  
(1992年4月1日現在)

二元適用事業においては  
1000分の14.5である  
事業所に適用される場  
合は被保険者負担は  
1000分の5.5となる  
(1992年4月1日現在)

高納付書によって、最寄りの郵便局か、銀行に納付します。

この計算方法としては、基本的には社会保険料控除後の給与額と扶養親族等の人数に応じて、税額表（月額表あるいは日額表）を使用して求めます。

#### a. 扶養親族等の数

この扶養親族等の数は、「給与所得者の扶養控除等申告書」によって申告されている状況に応じて計算します。

扶養控除申告書は市町村の役所で入手

##### ① 控除対象配偶者と扶養親族の合計

② 本人が障害者、高齢者、寡婦（寡夫）、勤労学生に該当する場合には、扶養親族の数に1人加えた数とします。

③ 申告された控除対象配偶者または、扶養親族のうちに、障害者または同居特別障害者に該当する人がいる場合には、扶養親族の数に1人を加えた数とします。

1. その年初初めての給与を支払う日の前日までに提出してもらう
2. 扶養家族のない場合も提出してもらう
3. 2カ所以上から給与を受け取っている人は1カ所のみ提出する。
4. 異動が生じた場合は訂正する。

#### b. 月額表と日額表

給与の支給形態によって、月額表と日額表を使い分けます。

| 種 類 | 給 与 の 支 払 形 態                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| 月額表 | 1. 1ヶ月ごとに支給する給与<br>2. 半月ごとに支給する給与<br>3. 月の整数倍ごとに支給する給与    |
| 日額表 | 1. 日々支給する給与<br>2. 日割りで支給する給与<br>3. 月額表を使えない給与（週給や臨時雇いの場合） |

実際の表を見てみましょう。

<例> 月額表

| 示金索<br>し額引<br>ますをの | その月の社会保険控除料<br>控除後の給与等の金額<br>から～まで | 甲（扶養親族等の数） |        |       |       |       |    |    |    | 乙      |   |
|--------------------|------------------------------------|------------|--------|-------|-------|-------|----|----|----|--------|---|
|                    |                                    | 0人         | 1人     | 2人    | 3人    | 4人    | 5人 | 6人 | 7人 | 税額     |   |
| 25<br>万<br>以<br>上  | 円 円                                | 円          | 円      | 円     | 円     | 円     | 円  | 円  | 円  | 円      | 円 |
|                    | 254,000～256,999                    | 13,590     | 10,680 | 7,760 | 4,840 | 1,930 | 0  | 0  | 0  | 41,800 |   |
|                    | 257,000～259,999                    | 13,800     | 10,800 | 7,970 | 5,050 | 2,140 | 0  | 0  | 0  | 42,800 |   |
|                    | 260,000～262,999                    | 14,010     | 11,100 | 8,180 | 5,260 | 2,350 | 0  | 0  | 0  | 43,800 |   |
|                    | 263,000～265,999                    | 14,220     | 11,310 | 8,390 | 5,470 | 2,560 | 0  | 0  | 0  | 44,700 |   |
|                    | 266,000～268,999                    | 14,430     | 11,520 | 8,600 | 5,680 | 2,770 | 0  | 0  | 0  | 45,700 |   |

<例> 日額表

| 示金額欄を<br>引用する | その日の社会保険控除料<br>控除後の給与等の金額 | 甲 (扶養親族等の数) |     |     |    |    |    |    |    | 乙   | 丙  |
|---------------|---------------------------|-------------|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|
|               |                           | 0人          | 1人  | 2人  | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 税額  | 税額 |
| 6<br>千        | 円 円                       | 円           | 円   | 円   | 円  | 円  | 円  | 円  | 円  | 円   | 円  |
|               | 6,300～6,399               | 300         | 205 | 105 | 10 | 0  | 0  | 0  | 0  | 700 | 0  |
|               | 6,400～6,499               | 310         | 210 | 115 | 15 | 0  | 0  | 0  | 0  | 720 | 0  |
|               | 6,500～6,599               | 315         | 220 | 120 | 25 | 0  | 0  | 0  | 0  | 750 | 0  |
|               | 6,600～6,699               | 320         | 225 | 125 | 30 | 0  | 0  | 0  | 0  | 780 | 0  |
|               | 6,700～6,799               | 330         | 230 | 135 | 35 | 0  | 0  | 0  | 0  | 810 | 0  |
|               | 6,800～6,899               | 335         | 240 | 140 | 45 | 0  | 0  | 0  | 0  | 840 | 0  |
|               | 6,900～6,999               | 345         | 245 | 150 | 50 | 0  | 0  | 0  | 0  | 880 | 0  |

c. 月額表の甲欄と乙欄の区分

| 欄 | 適用区分                       |
|---|----------------------------|
| 甲 | 「扶養控除等申告書」を提出している人に支給する給与  |
| 乙 | 「扶養控除等申請書」を提出していない人に支給する給与 |

例題 次の所得税額を計算しなさい。但し扶養家族は、(配偶者、子供2人うち障害者1人)

支給総額 254,870円 厚生年金保険料 10,920円

健康保険料 18,850円

雇用保険料 1,378円

(解説)  $254,870円 - (10,920 + 18,850 + 1,378) = 223,722円$

(社会保険控除後)

☆ 所得税月額表により扶養人数4人の欄を参照

所得税は 0円となります。

## 4. 賞 与

賞与額の算出については、人事考課や出勤状況及び会社の業績等様々な要因に応じて自社独自の計算方法を取り、支給額を決定する基準は会社によって異なります。したがって、ここでは支給総額に関する計算方法についてはふれません。

### (1) 健康保険

賞与に関しては、月々に支給される月額と異なり特別保険料の対象(例外として年4回以上支給される賞与は除く)となります。その特別保険料の計算を下に示しました。

また、特別保険料の支払いについては、社会保険事務所に健康保険賞与等支払

### ☆特別保険料率

$$\text{被保険者負担分} \cdots \frac{3}{1000}$$

$$\text{事業主負担分} \cdots \frac{8}{1000}$$

(注) 特別保険料率は、賞与額から100円未満切捨てした金額に対して、料率がかかります。

### (2) 雇用保険料

雇用保険料については、月例給与の場合と同じ金額の求め方をします。

※なお、厚生年金については、賞与額からは控除されません。

### (3) 所得税

所得税については前月給与の「社会保険料控除後の金額」に対して「賞与に対する源泉徴収税額の算出表」から賞与の金額に乗すべき率を求め賞与に対する税額が算出されます。

しかし、賞与が前月の給与額の10倍以上の時や、前月に普通給与の支払がなかった場合には、「月額表」を使用して、所得税額を算出します。

なお、詳しい計算方法については例題で説明します。

例題1 上岡 猛 氏のデータから賞与額に関する所得税額を算出なさい。

(円未満切捨て)

(甲欄の場合)

- ・ 賞 与 額                      865,000 円 (計算期間 6ヶ月)
- ・ 社会保険料                      7,352 円
- ・ 前月社会保険料控除後      163,450 円
- ・ 扶養人数                      1 人

(解説)

まず、前月社会保険料控除後金額を基に「賞与に対する源泉徴収税額の算出表」にあてはめて、税率を求めます。

その税率に賞与額から社会保険料を控除した額を乗じると

163,450 円 → 6% になります。

(解答)

$$(865,000 \text{ 円} - 7,352 \text{ 円}) \times 0.06 = 51,458 \text{ 円}$$

例題2 山本幸一氏のデータから賞与額に関する所得税額を算出下さい。

(甲欄の場合)

- ・賞与額 2,600,000円(計算期間 6ヶ月)
- ・社会保険料 22,100円
- ・前月社会保険料控除後 187,500円
- ・扶養人数 3人

(解説)

まず、前月給与額に対して10倍をこえるので、計算方法が異なり、社会保険料控除後に対し計算期間が6ヶ月なので1ヶ月分を割り出します。

そして、割り出された金額と前月社会保険料控除後の和で(所得税月額表)から3人の欄を検索すると45,508円となり、前月給与額については税額が120円なので差引き、これに6倍すると賞与の税額が算出されます。

(解答)

$$(2,600,000円 - 22,100円) \div 6 = 429,650円$$

$$429,650円 + 187,500円 = 617,150円 \quad ※この金額で月額表に当てはめる。$$

$$(45,297円 - 120円) \times 6 = 271,062円$$

例題3 島田 徹氏のデータから賞与額に関する所得税額を算出下さい。

(甲欄の場合)

- ・賞与額 895,000円(計算期間6ヶ月)
- ・社会保険料 7,607円
- ・前月給与額 0円
- ・扶養人数 3人

(解説)

前月給与額がないので、計算方法が異なり、社会保険料控除後に対し計算期間が6ヶ月のため1ヶ月分を割り出します。

そして、(所得税月額表)から3人の欄を検索すると、0円となります。

(解答)

$$(895,000円 - 7,607円) \div 6 = 147,899円$$

※この金額で月額表に当てはめる。 0円

## 5. 年末調整

年末が近づくと、過去1年間に支払った給与から源泉徴収した所得税額合計に対して、正しい年税額に一致させる為に調整を行います。この調整を行う手続きを年末調整と呼んでいます。

### (1) 年末調整が必要な理由はつぎのとおりです。

- a. 個人が支払う生命保険料や損害保険料は、その年に支払った金額のうち一定の方法により計算された金額が税額控除の対象となる。
- b. 扶養親族数は12月31日現在の人数を基準にして年税額が決定されるが、扶養親族の異動が生じる。
- c. 老人控除対象配偶者・老人扶養親族・特別障害者等の割増控除が生じる。
- d. 住宅取得の6年目は控除対象となる。

これらの理由により源泉徴収による所得税額は年税額と一致しない。

☆生命保険料  
最高控除対象額  
¥ 50,000

### (2) 年末調整はいつ行うか

基本的にはその年の最後の給与支払の際に行うことになっています。

しかし次のような特例もあります。

#### a. 年末賞与を給与より先に支払う場合

賞与を最後の給与とみなして年末調整を行ってよいとされています。その理由としては、一般的には普通の給与の税額より高額であり、賞与の後に支払う給与で年末調整を行うとすれば、特に少人数の会社等では年末調整による過納額が多くなり、年内還付が困難になることや、税務署から還付されるまで一時会社が立替えることが必要になるからです。

しかし、賞与の後に支払う給与についても見込額で年末調整を行わなければなりません。

- b. 本人の死亡により退職した場合は、死亡の時
  - c. 本人が海外へ転勤した場合は、出国の時
  - d. 本人が心身障害等の理由により退職をし、本年中に再就職が無理な場合は、退職の時
  - e. 本人が12月に支払われる給与を受けた後に退職する場合は、退職の時
  - f. 本人がパートタイマー主婦等のうち、その年中の給与の総額が100万円以下で、かつ、退職後他の勤務をしない場合は、退職の時
- 以上のような場合は特例として認められています。

所得税法 第190条

所得税基本通達 190-6

### (3) 年末調整の対象者

#### a. 年末調整の対象者

扶養控除等申告書を提出している人で、本年中の給与総額が1,500万円以下の人に限ります。

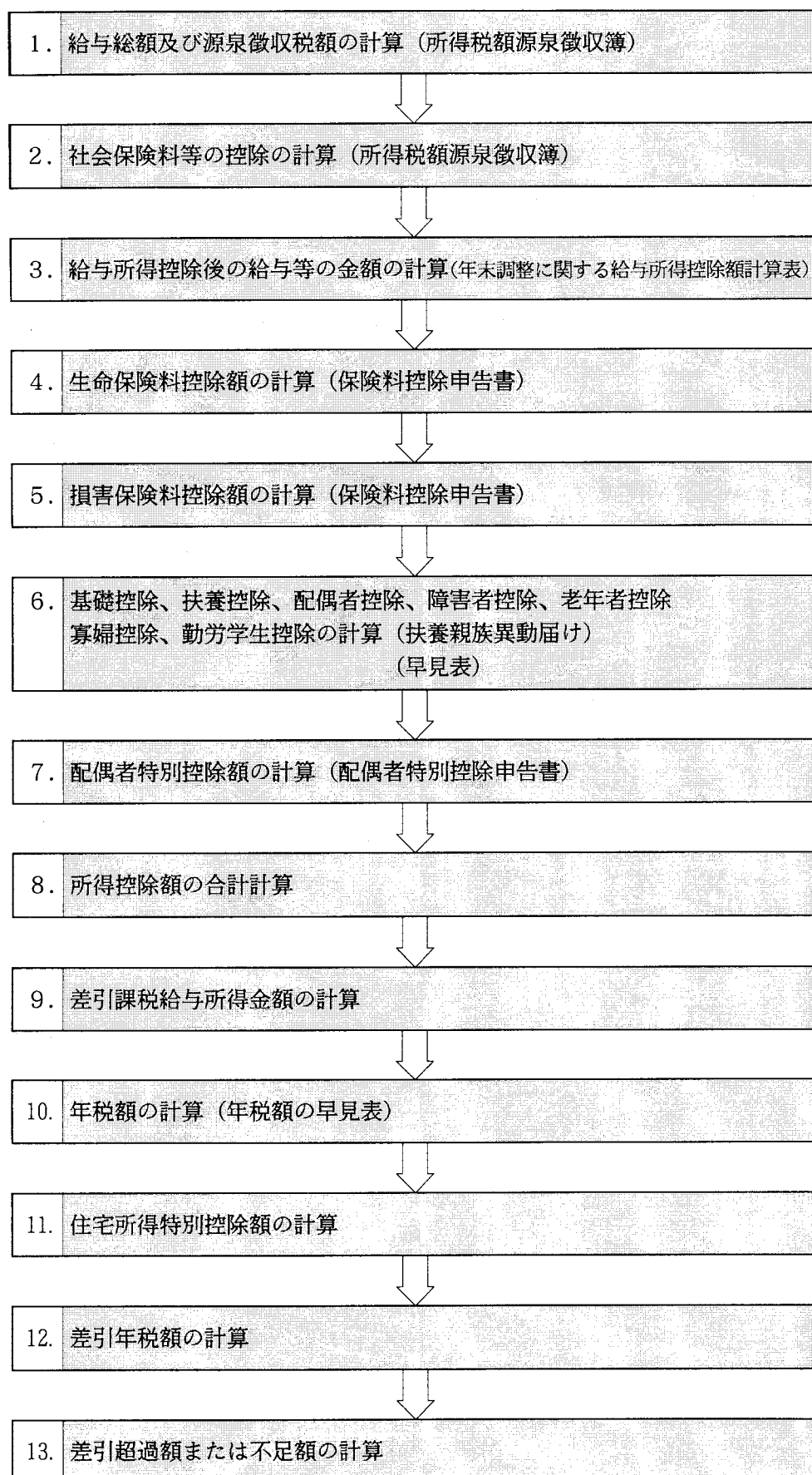
b. 年末調整の対象とならない人

扶養控除申告書を提出していない人や、本年中の給与総額が1,500万円以上の人になります。このほかに次に該当する人も含みます。

- ① 2カ所以上から給与を受けている人で、他の給与支払者に対して扶養控除等申告書を提出している人
- ② 日雇労働者など労働した日、または時間による給与が算定され労働した日にちごとに給与の支払いを受ける日額表丙欄適用者
- ③ 丙欄適用者が2カ月を超えて雇用されるにもかかわらず、扶養控除等申告書を提出していないとき。
- ④ 本年中に、「災害被害者に対する租税の減税、徴収猶予等に関する法律」の適用を受けた人
- ⑤ 日本国内に1年以上住居をおかない場合（海外赴任 等）

1,500万円以上の人は確定申告による。

#### (4) 年末調整の手順



## (5) 年末調整に必要な書類

年末調整に必要な書類・用紙類にはどのようなものがあるのか、また、それはどのように使いわけるとのかについて学習しましょう。

- a. 年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額表は、年間に支給する給与等の金額から給与所得控除後の給与等の金額を求めるための表です。
- b. 基礎控除・配偶者控除・扶養控除及び障害者等の控除額の合計額の早見表は、個人の控除額合計を算出するための表です。
- c. 年税額の速算表は、各人ごとの課税給与所得金額から年税額を決定するための表です。
- d. 給与所得の源泉徴収表には、次の二つの使い方がある。
  - ① 二カ所以上から給与所得を得ている場合及び前職のあった場合に給与支払者に報告を行い、年末調整をしてもらう資料となります。
  - ② 税務署及び市町村役所に提出し、住民税等の資料となります。

この他に(6)年末調整時の控除項目に出てくる書類を含みます。

## (6) 年末調整時の控除項目

### a. 扶養控除等申告書

12月31日現在の扶養親族の状況を確認する申請書であり、給与所得者個人に提出してもらうものです。

この申告書から給与所得者に配偶者控除・扶養控除・障害者控除・老年者控除・寡婦控除・勤労学生控除等の対象者があるかを調べます。

### b. 保険料控除申告書

#### ① 生命保険料控除

所得者本人・配偶者・扶養親族等を受取人とする生命保険（小規模共済等）を個人が掛けている場合は、本人の申告により所得から控除されます。

※控除対象にならない保険料

保険期間が5年に満たない生命保険契約のうち、被保険者が保険期間満了の日に生存している場合や、保険契約が貯蓄型の性質を持つ場合は控除されません。

所得税法第76条①

生命保険料の控除額計算

## ② 損害保険料控除

給与所得者が、所得者本人又は所得者と生計を共にする配偶者や親族の所有する家屋で、生活に通常必要な家具・什器・衣服・その他の家財を保険の目的とする特定の損害保険契約に基づく保険料を支払った場合には、給与所得から控除することができます。

※控除対象にならない保険料

積立の損害保険料及び通勤自動車に係る強制・任意保険料等は対象外となります。

## ③ 社会保険料控除

給与所得本人又は生計を同一ににする配偶者及び親族の負担した社会保険料については、全額控除の対象となります。また、本人の社会保険料額については給与計算担当者が記入するのが通常です。

## ④ 小規模企業共済等掛金控除

給与所得者が中小企業共済事業団と契約した第1種共済契約に基づいて支払った掛け金や、地方公共団体の行う心身障害者扶養共済制に基づく掛金を支払った場合は、その全額が所得から控除されます。

例題 次の生命保険料・損害保険料控除額を計算しなさい。

☆豊島 昭伸 氏の本年中に個人で支払った保険料

(内訳)

|            |           |
|------------|-----------|
| 一般の生命保険料   | 80,000 円  |
| 個人年金保険料    | 144,000 円 |
| 損害保険料 (短期) | 16,500 円  |

(解説)

生命保険料の控除額算出表から

一般の生命保険料

$$80,000 \text{ 円} \times \frac{1}{4} + 25,000 \text{ 円} = 45,000 \text{ 円}$$

個人年金保険料

100,000 円以上については一律 50,000 円とする。

損害保険料控除額算出表から

短期の損害保険料

$$16,500 \text{ 円} \times \frac{1}{2} + 5,000 \text{ 円} = 13,250 \text{ 円}$$

### c. 配偶者特別控除申告書

給与所得者本人と生計を同じくする配偶者が特別控除を受けるために必要な申告書です。

#### ◎配偶者特別控除の対象者

- ① 給与所得者の合計所得見積額が1,000万円（その所得が給与所得だけである場合にはその年中の給与の収入金額が12,205,264円）を超えない場合
- ② 配偶者に収入（パート収入等）がある場合に、その収入から必要経費として65万円を差引き次に挙げる早見表の金額を配偶者特別控除とします。

配偶者が無収入の場合は表にあてはめずに、35万円控除出来る。

#### ☆配偶者特別控除額の早見表

| 控除対象配偶者に該当する場合    |    | 控除対象配偶者に該当しない場合   |    |
|-------------------|----|-------------------|----|
| 円                 | 万円 | 円                 | 万円 |
| 0 ～ 49,900        | 35 | 350,001 ～ 399,999 | 35 |
| 50,000 ～ 99,999   | 30 | 400,000 ～ 449,999 | 30 |
| 100,000 ～ 149,999 | 25 | 450,000 ～ 499,999 | 25 |
| 150,000 ～ 199,999 | 20 | 500,000 ～ 549,999 | 20 |
| 200,000 ～ 249,999 | 15 | 550,000 ～ 599,999 | 15 |
| 250,000 ～ 299,999 | 10 | 600,000 ～ 649,999 | 10 |
| 300,000 ～ 349,999 | 5  | 650,000 ～ 699,999 | 5  |
| 350,000円以上        | 0  | 700,000円以上        | 0  |

例 杉山 清氏の配偶者特別控除額を計算しなさい。

- ・年間所得金額見積 9,500,000円
- ・配偶者 杉山紀美子
- ・収入 パートによる月あたりの収入が 45,000円

(解説)

上記に示した①②の条件にあてはまらないかを調べます。

- ・本人の年間所得金額 9,500,000円
- ・配偶者 杉山紀美子氏の年間合計所得

$$45,000円 \times 12ヶ月 = 540,000円$$

※ 特別配偶者控除として 350,000円の控除となります。

### d. 住宅所得特別控除

国内において、床面積40㎡以上の新築住宅・中古住宅を取得及び増改築に着手し、その取得時に借入金又は債務がある場合に、その住宅に関して6年間の各年に渡って所得税から住宅所得特別控除が受けられます。ただし、合計所得金額が3,000万円を超える場合は対象外です。

# ☆計算方法

民間及び公共機関からの借入金年末残高×1%

= 住宅所得特別控除 (100 円未満切り捨て)

(注) 2000 万円を限度とします。

## (7) 年税額の計算

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税 率}} - \boxed{\text{控 除 額}} = \boxed{\text{所得税額}}$$

(注) 税率及び控除額については下記の速算表を参照

※ 課税所得金額とは  
「年末調整のための給与  
所得控除後の給与等の  
金額表」から検索した  
金額である。

例題 次の資料から年税額を計算しなさい。

| 氏 名     | 課 税 所 得 金 額  |
|---------|--------------|
| 大 木 大 介 | 1,500,000 円  |
| 山 田 次 郎 | 3,450,000 円  |
| 長谷川 一   | 24,600,000 円 |

(解説)

・大木 大介氏の場合

課税所得金額が 3,000,000 円以内なので

$$1,500,000 \text{ 円} \times 10 \% = 150,000 \text{ 円}$$

・山田 次郎の場合

課税所得金額が 3,000,000 円超～6,000,000 円以内なので

$$3,450,000 \text{ 円} \times 20 \% - 300,000 \text{ 円} = 390,000 \text{ 円}$$

・大木 大介の場合

課税所得金額が 20,000,000 円以上なので

$$24,600,000 \text{ 円} \times 50 \% - 3,900,000 \text{ 円} = 8,400,000 \text{ 円}$$

☆次に実際の年末調整について例を用いて学習しましょう。

例題 次のデータに基づき岩井 幸男 氏の所得税源泉徴収簿を作成し、年末調整を行いなさい。

(データ)

会社名：東京商事株式会社 所属：営業二課

住 所：東京都豊島区北大塚1-15-10

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 年間給与総額         | 2, 492, 730円 |
| 2. 源泉徴収税額         | 13, 860円     |
| 3. 控除した社会保険料      | 313, 540円    |
| 4. 支払った生命保険料（一般分） | 126, 000円    |
| "      （個人年金分）    | 83, 600円     |
| 5. 支払った損害保険料（短期）  | 15, 000円     |
| 6. 配偶者控除対象者       | 有・無          |
| 7. 配偶者の給与所得       | 850, 000円    |
| 8. 一般の扶養親族        | 1 人          |
| 扶養家族の増減（今年度中）     | 7月から 1人増・減   |
| 9. 住宅所得等特別控除額     | な し          |

(給与に関する内訳)

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1月～ 3月 給与総額 | 186, 450円 |
| 社会保険料       | 22, 795円  |
| 4月～12月 給与総額 | 214, 820円 |
| 社会保険料       | 26, 362円  |
| 6月 賞与総額     | 420, 000円 |
| 社会保険料       | 3, 510円   |
| 12月 賞与総額    | 525, 000円 |
| 社会保険料       | 4, 387円   |

(解説)

1. 1月～12月までの給与額を記載する。（実際は毎月記入します）
2. " までの社会保険料を記載する。（実際は毎月記入します）
3. " までの算出税額を計算し記載する。（実際は毎月記入します）
4. 賞与額を記載する。
5. 賞与に関する社会保険料を記載する。
6. 賞与に関する算出税額を記載する。（賞与の所得税額の計算方法を参照）
7. 給与所得控除後の給与等の金額（年末調整に関する給与所得控除後計算表参照）

8. 生命・損害保険料の控除額の計算

生命保険料の控除額算出表から

一般の生命保険料

100,000 円以上の場合は、一律 50,000 円とする。

個人生命保険料

$$83,600 \text{ 円} \times \frac{1}{4} + 25,000 \text{ 円} = 45,900 \text{ 円}$$

損害保険料控除額算出表から

短期の損害保険料

4,000 円を超える場合は一律 3,000 円とする。

9. 配偶者特別控除額

給与所得が 200,000 円あるので、150,000 円が控除対象となります。

10. 配偶者・扶養家族・障害者・基礎控除

早見表より割り出すと 3 人なので 1,400,000 円となります。

11. 年税額の計算

差引課税所得金額が 291,000 円となるので所得税の速算表から

$$291,000 \text{ 円} \times 10 \% = 29,100 \text{ 円} \text{ となります。}$$

12. 差引超過額

$$70,085 \text{ 円} - 29,100 \text{ 円} = 40,985 \text{ 円} \text{ となります。}$$

平成 年分

## 二 給遇與所得

[illegible]